

江戸幕府法における改易について

浪江 健雄

はじめに

改易の項を幾つかの日本史辞典等で引いて気付くことは、その理解が必ずしも一致していないことである。例えば、『国史大辞典』（吉川弘文館、一九八二年）には、「封建的な主従関係の断絶ないし家臣たる身分の喪失、およびこれらと不可分な俸禄授給関係の終了をさす」（平松義郎氏）としているのに対して、『角川日本史辞典』（角川書店、一九七四年）では、「はじめは知行を没収すること、のちには武士をその職分から除き半人させる制度」としており、江戸時代内において、知行没収↓半人させる制度、に変化したとしている。一方、改易を身分刑として捉えているものもある。例えば、『日本歴史大辞典』（河出書房新社、一九七五年）では、「徳川氏の刑法では士分以上の者の除籍を改易」としている。同様な理解としては、『日本国語大辞典』（小学館、一九七三年）があり、「族籍を改めかえる意」江戸時代、士人に対する刑の一つ。士人の称を除き、領地、家禄、屋敷などを没収し平民とすること。蟄居より重く、切腹より軽い」としている。これらの説明を整理してみると、①主従関係を解消され、御家断絶となること。②知行没収から半人させる制度に変質した。③士籍を剥脱され、平民となること。以上

三つに大別できる。要するに、主従関係を断ち切れ御家断絶となることについては共通の理解があるのだが、江戸時代内で法理的变化があったのか、身分刑とみるべきなのか、といった点については実例による検討が必要である。こうした点が克服しなければならぬ課題であるといえよう。

また一方で、江戸幕府法上の改易の位置も現段階では不明確である。例えば、先に挙げた辞典類においても、「蟄居より重く、切腹より軽い」としているものがあるのみで、如何なる犯罪を犯すと改易処分となるのかという点は勿論、蟄居と切腹の間には周知の通り流罪（遠島・追放）があり、それらとの関係も明確ではない。なおかつ、改易の適応は、従来、当主および嫡子に限る、とされてきたが、実証的見地からの見解ではない。こうした点も克服すべき課題といえる。そこで死罪（斬罪・切腹）・流罪（遠島・追放）との位置関係を明確にすると共に、如何なる犯罪が改易に値するのについても論究してみたい。

ところで、本稿では、検討対象を旗本に限定した。用語的には武士全般に適応する刑罰とする見方が主流であり、それに対しては、基本的に異議を唱えるものではないが、既に平松義郎氏が、「国史大辞典」で指摘されているように、大名家に対しては「領地召上」といった表現が公式文言であり、大名家に対して「改易」という表現が公式に用いられるケースは極めて稀少であった。それに関連して、藤田恒春氏は、両者を峻別して考えることを提唱している¹。かくして現状は、狭義では、旗本クラスを対象とした士籍剥奪を意味する身分刑、広義では、大名家の所領没収をも含有する用語、となる。こうした現状をふまえて、本稿では、狭義の改易を検討対象として、先に挙げた課題を克服していきたい。

一 改易の法的理解

江戸幕府法は、直接には戦国期の分国法に由来する。それゆえ、法典的な制定法が基調であった。そして、その頂点にあるのが「武家諸法度」である。これによって近世国制の基本が定められたといえよう。そして、それに伴い、天皇・公家への「禁中方御条目」、旗本以下への「諸士法度」等が発せられることになる。周知の通り、「武家諸法度」は、將軍直接の面令であるゆえ、將軍の代替りにて制定された。それに対して、幕府の一般的な単行の制定法が触である。触は幕府が各身分に対して直接下命、禁止、教諭するという性格をもつ公開の教諭法である。従って忘れることも前提とされた。ゆえに、同一のものが反復触られたのである。

一方、幕府法曹法は、寛文元年（一六六一）の評定所殿舎の特設を端緒に整備されていく。すなわち、その殿舎特設により、評定所自体が評定所一座による法曹的官署へと発展していく。それに伴い、寛文期には評定所留役による裁判記録作成が開始される。こうした経過により、幕府の重要な判例集は寛文期に筆を起すものが多く、元禄・宝永期に最初の判例整理・編集が行なわれることになる。その最大の成果が、宝暦四年（一七五四）の「公事方御定書」の最終的成立である。また、「公事方御定書」はいわゆる秘密法典で、裁判関係の首脳部以外は公的には非公開が原則であった。ところが、法曹的吏員が奉行用のものを書写して実務に使ったことから秘密が漏れ始め、寛政期には早くも藩や民間にも写本が流布していたと推定されている。こうした事態が、その後の年次別、役所別、事項別等の判例集成立に繋がっていく²。また、編者が無名であったり、不詳であることが少なからずみられる要因もそこにある。

本章ではこうした法体系をうけて、改易に対する解釈を制定法、法曹法の両面から検討してみたい。前者は旗本への触から、後者は法曹法の規範「御定書百箇条」(「公事方御定書」下巻)および私撰判例集「諸例類纂」(国立国会図書館所蔵本)により分析していくことにする。この作業により、幕府の改易に対する法的理解の骨子を確認したい。

(1) 制定法

江戸幕府の制定法として改易に対する具体例が示された初見は、次に挙げる元和八年(一六二二)十一月五日付番士当直勤務令(「憲教類典」³⁾)である。

定

- 一、当番不参之事、可為改易
- 一、組頭卯刻以前退出之事、其年之知行召上へし
- 一、寝番之ともから、酉之刻以後出仕之事、過料銀貳枚
- 一、他番と請取渡之事、相手替たるへし、同番之内是又同前之事
- 一、参勤之刻限遅参之輩、過料銀貳枚
- 一、当番之輩用事なくして他之座敷ニ有之事、過料銀壹枚
- 一、当番之面々差あたり急用有之時、番頭・横目ニ不申断罷出事、改易たるへし
- 一、紙燭之事、過料銀壹枚
- 一、夜詰以後有明之外灯立置事、過料銀貳枚

一、樂書之事、おとなハ死罪、少人ハ流罪、本人しれすハ其座敷之当番過料銀拾枚、但、番衆多少によるヘシ
不依何事法度を相背並不形儀之もの、或ハ死罪・流罪、又ハ過料科之輕重ニよるヘシ

一、番頭・組頭無念ニ而不申付、もし濫之輩於有之者頭中より過料可出、但、事ニより可為重科事

一、於 城中又若党並小者不依何事、背法度不形儀者之事、本人者成敗若見逃候ハ、其所之番衆可為越度、
過料銀貳枚

一、諸ヶ条之内不申上して不叶事をハ、不依何時可令言上、必毎月晦日諸法度善惡之儀披露すヘシ、但、依時
分年寄共までも可申達事

右之条々堅可相守此旨者也

元和八年戌十一月十五日 御黒印

加々爪民部(出使)とのへ

石川八左衛門(攝政)とのへ

永井弥右衛門(白元)とのへ

渡辺半四郎(宗綱)とのへ

豊島主膳(前總)とのへ

牧野清兵衛(正成)とのへ

周知の通り、秀忠は、翌元和九年（一六二三）には將軍職を家光に譲ることになる。それゆえ、大名の国替や取り潰しにより、一層の権力強化に努めると共に、諸隊番士への法度や市中への触などの制定法による法的基盤整備にも尽力している。

本法令の基調は「当番不参」を中心とした勤務督励、喧嘩口論の禁止、番士・奉公人の風俗矯正である。改易については「当番不参」（第一条）、「差あたり急用」を「番頭・横目ニ不申断」（第七条）がその対象とされている。また、参勤制限の遅参・不用に勤務場所を離れること・紙燭や外灯の不正使用・「不形儀者」見逃しは過料、楽書は「おとなハ死罪、少人ハ流罪」といったように具体的規定が示されている。そして、それ以外については、「科之軽重」により、「死罪・流罪、又ハ過料」（第一条）としている。

次に、寛永元年（一六三四）八月一日付番士法度（「東武実録」¹）を挙げてみる。

条々

- 一、於殿中不寄何事一切口論仕間敷候、申懸候者御改易ニ可被 仰付事
 - 一、傍輩中万悪敷儀ニ男道をたて、申合一味仕間敷候、若於相背者可為御成敗事
 - 一、於宿々ニ又若党与寄合、悪敷儀ニ致同座間敷候、相背者可為御成敗事
 - 一、若衆狂一切仕間候、若相背輩あらは本人之儀者可為御改易、其間々使を致候もの御成敗ニ可被 仰付事
 - 一、奥之御小姓衆と中好知音ふりいたすへからず、於相背者可為曲事
 - 一、用事なくして他之番書へ寄合咄申間鋪候、相背族あらは過料可被 仰付事
 - 一、番頭・組頭申渡儀万事少茂違背仕間敷候、於相背者急度曲事ニ可被 仰付事
- 右ヶ条之旨可相守者也

寛永元年子八月十一日

本法令では、當中で口論を仕掛けた者（第一条）、若衆狂（第四条）が改易とされている。これは元和八年令には無かった規定であるが、規定自体が変化したのではなく、元和八年令の規定に追加されたと解釈するのが妥当であ

ろう。すなわち、より厳格な宿営体制をめざしたものといえる。また、改易に対する罪科も明示されている。ところがこの点について、次の寛永九年令（『東武実録』⁵）では、顕著な変化がみられるのである。

一、於 殿中喧嘩・口論有之刻々其番切に可計之、他番之輩者其番書に有之而御側近き面々并番頭・組頭可随差凶事、附、火事之時茂可為同前事

一、結徒党儀御停止之間弥守、其旨一味仕間鋪事

一、当番不參可為曲事

一、番代之儀可致嚴密事

一、番中之面々善悪之儀無依怙品貞有様に可致言上事

一、不申上して不叶御用之儀者時節不計可申上事

一、不依何事御法度を相背并不形儀之輩、或者死罪、或者流罪、改易、又者過料、可依科之輕重事

右条々堅可相守、此旨御法度之趣違背之族を見のかし・聞のかし於令用捨者、番頭・組頭可為曲事

寛永九年申五月七日

まず、宿営勤務の基調である「当番不參」⁶改易が、寛永九年令では「曲事」（第三条）と曖昧な表現となつていゝる。要するに、罪科に対する刑種が不明確な表現で示されているのである。また、第七条においても同様な措置がとられている。この条文は、寛永元年令第一条と同趣旨であり、法度に背いた者および不形儀者に対する規定である。しかし、その罪科に対する刑種が、寛永元年令では死罪・流罪・過料であるのに対して、寛永九年令では、改易がその内に加えられているのである。こうした措置からは、幕府の罪科に対するフレキシブルな対応を読み取ることができるといえる。かくして、単独で示されていた改易規定は、寛永九年段階において独自性の薄い刑種となったの

である。

(2) 法曹法

はじめに、「諸例類纂」の条文を挙げてみよう。

一、改易者住居御構等ハ無之、御暇被下、平民ニ相成迄、此名目者當主并嫡子ニ限り候事

すなわち、主家より主従關係を断絶され、平民となること。但し、住居地の制限はなく、その後の生活範囲の規制はされていない。また、改易が施行されるのは当主および嫡子と限定されている。よりミクロでみれば、改易↓浪人、そして、浪人⇨平民という解釈によるものである。確かに浪人は名字帯刀は許可されているが、身分的取り扱いは事実上平民と同一であり、大意としての問題はなく、身分刑とする従来よりの見方に修正は不要であろう。但し、詳細は次章にゆずるが、改易は終身刑ではなく、後年に赦免や恩赦となるケースも少なくない。それゆえ、そうした柔軟性をもった身分刑といえることができる。

対して、その執行対象が「当主并嫡子」とする点については、個別事例をみていくと適合しないケースも散見する。ここで幾つか実例を挙げてみよう。

宝暦八年（一七五八）一〇月二十九日、勘定奉行大橋親義の嫡子住則・次男主水・三男主膳は、父の咎に連座し、改易処分をうけている。父の咎は、美濃郡上藩で起きた宝暦騒動に関与したことであり、親義自体は陸奥中村藩主相馬尊胤に永預となった。幕府評定所における申し渡しは次の通りである。

申渡之覚⁶

大橋海老之助

寅廿八

父近江不屈之品有之二付、相馬彈正少輔江預ヶ被成候、依之其方儀改易被 仰付者也

近江次男

大橋主 水

二十

同人三男

同 主 膳

右兩人義、兄海老之助同様被 仰付候

すなわち、この子息への連座は、庶子も嫡子と同罪であり、改易が当主および嫡子に限定されたものではないことを示している。

こうした事例は、江戸初期においてもみることができる。例えば、慶長一八年（一六一三）一〇月一九日、石川康次（信濃松本の内五千石）は、兄康長が大久保長安事件に関与したとして改易となったのに連座して同罪処分をうけている（『断家譜』）。対して、幕末期でもみることができる。例えば、弘化二年（一八四五）一〇月三日、寄合島居忠耀嫡子中奥番島居久五郎と五男保五は、共に父が罪に連座し、改易となっている（『続徳川実紀』弘化二年一〇月三日条）。以上の事例からも、改易の被執行者が当主および嫡子に限定されたものではないことが確認できる。

一方、『御定書百箇条』には次のようにある。

一、改易ハ身分動候故重キ儀にて、大小ハ御渡し宿へ罷帰り、早速屋敷引払、然共先々罷在候場所ニ御構ハ無之哉之事

但、宿へ相帰、夫より立退申候ニ付、跡家屋敷御取上ニ相成、家財ハ御構有之間敷哉之事^二

まず、「身分動候」とは、主従關係をもつ武士身分が、それを断絶された浪人へと動くと解釈すべきであろう。この点は文章表現の問題であつて、「諸例類纂」と同趣旨である。居住地に関しては、「跡家屋敷御取上」とあり、屋敷の没収が規定されている。但し、これはあくまでも屋敷の取り扱いを示したものであり、「諸例類纂」にもある居住地の自由を否定したのではない。また、「家財ハ御構有之間敷」とあり、家財の所有は認可されている。但し、帯刀については、「大小ハ御渡し」とあり、その返上が命ぜられている。これは、両刀が屋敷と共に主家より拝領したものであることに所以する。要するに、これらは、役職・食録等と同様にその身分とは不可分なものであるため、家臣たる身分の喪失と共に没収されるべき対象となる。

以上、法曹法による分析では、①士籍剥奪を意味する身分刑である。②当主・嫡子・庶子何れにも適応する。③主従契約に従つて拝領した両刀・屋敷は没収となるが、それに抵触しない家財・居住地への規制はない、ということになる。

二 江戸初期の改易

次に、江戸初期の裁判制度を概観してみたい。幕府評定所での審議を司法組織による裁判制度の確立としてみるならば、幕府官職制度の大綱が整備された寛永十二年（一六三五）一月が最初の画期となる。すなわち、その際

において幕府評定衆にも大改編が加えられ、老中以外に寺社奉行・町奉行・勘定頭・大目付などが構成員と定められ、翌一二月二日式日より新構成員で寄合が行なわれ、ここに幕府評定所制は確立をみた。そこで本章では、幕府評定所の確立以前は如何なる状況であったのかを、改易とされた罪科や裁決方法を中心に検討してみたい。また、対象年代の下限は幕府評定所が成立した寛永一二年一〇月とする。【表一】は、「当代記」・「駿府記」・「慶長年録」・「元和年録」・「江城年録」を出展として作成したものである。以下、それを以て検討していく。

ところで、分析方法であるが、次の二つの視角からのアプローチを試みたい。一つは裁決方法、二つに罪科による分析。この二つの視角によって、江戸初期の改易の実態を明らかにしたい。

はじめに裁決方法で分類すると、最多は大御所家康による直裁の6件(④⑤⑬⑭⑯⑰)である。この裁決方法は、幕府評定所制の確立以後には存在しない方法である。④は京都北野賀茂辺にて歌舞伎衆と戯れ、かつ女色に溺れた行為が、大御所の逆鱗に触れたためとある。⑤は望外な造作をしたことによる普請遅延を咎められたこと。⑬はその前年、中村忠一(伯耆米子一七万五千石)改易時の城請取の上使として派遣されている。その際、中村家より召上げた諸道具の取り扱いは、本来江戸へ伺いをたてた上で処置すべきところを「幸、大久保石見守、石見国へ下時分成ければ、石見方へ」渡してしまったことが曲事と判断され、改易処分をうけている。⑭⑯⑰は原因不詳であるが、彼らは当時駿府に在り、「慶長年録」の方の表現では、「大御所様より御改易」とある。

これに対して、将軍家秀忠による直裁として明示できるものはない。強いて挙げれば、①において「自将軍家町に金被掛、可申出の由被立札」とあり、江戸町中にて辻切の嫌疑がかかった服部正就を将軍家自らが捜索の触を出しており、直裁の可能性は高い。

また、奉行衆による裁断も同様であり、可能性があるものは②のみである。すなわち、代官彦坂と百姓の公事を

「各奉行衆被聞之処、小刑部為非分、其上公方勘定前引負多之、依之則改易」とある。

次に、御前公事によるものが3件(⑥②⑤②⑥)ある。⑥は松平忠輝(越後高田六〇万石)の家老皆川広照らが、当主忠輝は苛政を行なっていると駿府の家康に愁訴したことに端を発した一件である。愁訴された忠輝は大いに驚き、自ら駿府に赴いて反論を唱えている。その結果、国奉行進士清三郎を召しての御前対決となり、敗訴した広照が改易処分とされている。②⑤は松平忠輝家中での家臣間の争いが御前公事となり、敗訴した花井主水が改易となった事件である。告訴者は花井の従者安西右馬丞であり、その訴えによれば、大坂夏の陣における不首尾、呉服屋への借金未払い、度重なる女淫など花井の行為は主に似合わざるものとしている。それに対して安西は、「御主之儀を少成共申わけて仕由申たて候処、奇特に思召之由之上意にて」旧食録を安堵されている。②⑥は大坂夏の陣時の所行をめぐる相役衆石川市左衛門と道具奉行中小姓次郎右衛門の論争である。原因は、次郎右衛門の石川への中傷にあり、対する石川が幕府に目安を差し上げ、結果、御前対決となったものである。そして検儀では互いに証拠がなく、結局「此公事双方閉門、其中石川市左衛門御改易」となった。結果的には同罪とも思えるが、起訴側の方が重罪と判断されたのであろう。

ここで裁決方法による分析を小括してみたい。最多は大御所直裁に代表されるパーソナルなものであった。また、御前公事も大枠ではその内に加えることができる。要するに、司法組織による裁判制度が未確立の段階における主従契約のあり方を示すものと思われる。例えば、大御所直裁の多くは駿府での一件が多く、処断されている家臣も大御所の直接配下であるゆえ、単に不興をかえせばその関係も危機的なものとなる。また、その判断も主君の家臣に対するスタンスや政治的情況により左右される。しからば、この場合の改易は、主君から家臣として不適格と判断され、主従関係を断絶されるケースの一刑罰といえよう。言うまでもなく、死罪や流罪も主従関係の断絶とい

江戸幕府法における改易について

【表1】江戸初期の改易

番号	年月日	人名	役職・食録	理由	出典
①	慶長10年12月2日	服部正就		江戸町中にて辻斬り	当
②	慶長11年1月	彦坂元成	代官	天領百姓への非分、公金横領	当
③	慶長11年5月25日	松平若狭守	松の丸番	女事に付いて	当
④	慶長11年6月	津田長門守 他		京町にて不良行為、女淫	当
⑤	慶長14年9月16日	内藤金左衛門	普請奉行	石垣普請の不出来	当・慶
⑥	慶長14年9月23日	皆川広照	松平忠輝家老	国奉行進士清三郎と公事	慶
⑦	慶長14年10月16日	水野忠胤の配下	大番士	伏見での無行儀露頭	慶・慶
⑧	慶長16年3月11日	榎田小三郎	丹波国代官	公金横領（山公事時に露頭）	当・慶
⑨	慶長16年12月9日	柴田七九郎		非道（公事敗訴）	慶
⑩	慶長17年1月12日	小笠原権之丞 他		切支丹のため	慶・慶
⑪	慶長18年1月14日	柴田左近	歩行頭	盗人に宿貸し	慶
⑫	慶長18年5月19日	今村掃部助 他	松平忠直家臣	家中鬪諍（公事敗訴）	慶
⑬	慶長18年10月13日	弓矢多源七郎 他	使番	城請取役時の不正	当
⑭	慶長18年10月13日	鶴殿兵庫		大久保長安との関係に付	慶
⑮	慶長18年10月27日	谷六右衛門		不詳	慶
⑯	慶長18年10月27日	半藤半右衛門 他	中村忠一家老	不詳	慶
⑰	慶長18年10月27日	佐々淡路守兄弟		不詳	当
⑱	慶長18年10月27日	金阿弥の子		不詳	慶
⑲	慶長19年3月15日	堀伊賀守	書院番頭	大久保忠隣と昵懇	慶
⑳	慶長19年9月19日	岡平内		切支丹を匿う	慶
㉑	慶長20年閏6月12日	澁川外記 他	使番	大坂城に籠もる	慶
㉒	元和1年12月26日	須賀撰津守		本多出雲敗軍に付（大阪陣）	元
㉓	元和1年12月26日	藤田能登		小笠原父子討死に付（大阪陣）	元
㉔	元和1年12月27日	城和泉守 他	青山伯耆守組 他	大阪陣	元
㉕	元和2年6月12日	花井主水	松平忠輝家臣	安西右馬丞との公事に敗れる	元
㉖	元和2年9月15日	石川市左衛門	相役衆	大坂陣の件で道具奉行と公事	元
㉗	元和3年11月	山岡五郎作 他		上洛中の道中宿留の件	元
㉘	寛永11年10月13日	駿河大番42名	駿河大番	堀府を願い強訴	江

註）当…『当代記』、駿…『駿府記』、慶…『慶長年録』、元…『元和年録』、江…『江城年録』。また、『当代記』・『駿府記』は、『当代記・駿府記』（統群書類従完成会）、「慶長年録」・『元和年録』・『江城年録』は『内閣文庫所蔵史籍叢刊』（汲古書院）によって作成した。

う点では同様であり、その差異は君主の時宜の判断に委ねられていたものと考えられる。但し、公事（②⑥⑧⑨⑫⑳㉑）における敗訴人は全て改易となっており、「公事敗訴→改易」のケースは規定化していたものと思われる。

さて、今度はもう一つの視角である罪科による分析をしていこう。【表1】の改易理由を一見して気付くことは、公金横領、女淫、切支丹、大坂陣、強訴、公事敗訴など極めて多岐であり、統一性が薄いことである。公事敗訴は7件あるが、公事内容や経過からは共通事項は見いだせない。

い。すなわち、切支丹隠匿や大坂陣での背反行為などの重科もあるが、それに比すれば軽罪である女淫などもある。こうした改易理由の不統一性は、大御所直裁にみられるようなパーソナルな処断が主流であったことを物語っている。

いささか繁雑となったが、本章で明らかにした点を概括しておきたい。江戸初期の改易は、特定の罪科に適應する刑罰ではなく、主君が家臣へ関係断絶を下す一処断方であった。それゆえ、その処断基準も主君の個人的感情によろと思われるものもあり、その結果は罪科の多様性に顕れている。また、裁決方法も大御所直裁にみられるような個々に対する直接裁許を基軸に展開されている。そうした形式が採られた要因は、司法組織による裁判制度が未確立であったことに求められる。そして、この初期形式は、幕府の中央司法組織Ⅱ評定所の確立をもつて変質していくことになる。その変質過程については、次章の成果をふまえて結論付けたい。

三 江戸幕府刑法における改易の位置——『断家譜』による検討——

本章では、江戸幕府刑法上の改易の位置を明確にしてみたい。主要史料は『断家譜』とする。『断家譜』は、幕臣田畑吉政が著した文化六年（一八〇九）成立の系譜である。その内容は、慶長〜文化年間に至る大名・旗本・官医のうち絶家となった八八〇余家について、いろは順に記載したものである。絶家に関しては疎漏の多い『寛政重修諸家譜』（以下、『寛政譜』と略す）より充実している。また、刑罰の記載も詳細である。例えば、追放刑の場合、重追放・中追放・軽追放の別が明記されており、この点でも『寛政譜』より優れている。しかしながら、犯罪内容においては不詳なものが多いため、その欠は『寛政譜』などで補うことにする。

【表2】断家譜における斬罪

番号	年月日	人名	役職・食録	理由
①	寛文6年6月5日	樋口惣左衛門	大番	不詳
②	寛文6年6月5日	神保弥惣左衛門	小姓組500石	不詳
③	寛文6年11月27日	岩間勘左衛門	小普請250俵	不詳
④	寛文6年11月27日	岩間六十郎	不詳	不詳
⑤	貞享1年11月14日	青山義虎	小普請700俵	殺人・逐電・偽証
⑥	貞享2年6月25日	曾根平兵衛	書院番500石	窃盗物を質入
⑦	元禄2年閏1月3日	喜田見重治	小普請1500石	殺人・逐電・偽証
⑧	元禄7年9月26日	米倉六左衛門	蔵奉行200俵	蔵米掠取を従者殺害し罪を着す
⑨	元禄7年9月26日	米倉半左衛門	(致仕)	蔵米掠取を従者殺害し罪を着す
⑩	元禄14年11月11日	高林与惣左衛門	小普請400俵	窃盗の上、穿鑿時逐電
⑪	元禄15年閏8月25日	佐脇次郎左衛門	小普請100俵10人扶持	偽券書による金借
⑫	宝永1年8月26日	溝口右近	小普請600石	偽借金証文作成
⑬	正徳4年3月5日	白井勝昌	小普請500石	絵島に仕える妹を諫言せず、かつ卑賤へ参会させる
⑭	享保19年9月5日	武井善八郎	小普請200俵	帯刀衣類なく、居宅で卑賤と博奕
⑮	享保19年9月5日	鈴木新三郎	小普請200俵	博奕し、卑賤に両刀を奪われる
⑯	安永6年10月22日	飯室昌薫	不詳	博奕・殺人・窃盗
⑰	天明7年12月24日	能勢兵五左衛門	小普請150俵	妾と市人宅に居住、不帯刀市中徘徊、諫言の妻等殺害
⑱	寛政1年6月2日	福嶋正義	勘定100俵5人扶持	不詳
⑲	寛政1年7月11日	浅井休微	小普請15人扶持	不詳
⑳	寛政1年10月2日	宇垣貞右衛門	小普請300俵	養子偽証入籍、糺明時出奔
㉑	寛政1年10月3日	前嶋武教	小普請100俵	出自偽称家継、借金未納
㉒	寛政8年6月23日	小栗忠峯	不詳	卑賤と夜中徘徊・窃盗・偽証
㉓	寛政8年6月23日	大場景雄	小普請150俵	卑賤と夜中徘徊・窃盗・偽証
㉔	享和3年	久保金兵衛	不詳	不詳
㉕	文化5年	柴崎正春	納戸250俵	不詳

分析方法は、「断家譜」から斬罪・

切腹・遠島・追放・改易の全てを検索

して、各項ごとにその犯罪内容を検討

し、そこから改易の刑法的位置を確定

してみた。

(1) 斬罪

近世死罪の内、士分以上で最も重罪

とされたのが斬首である。「断家譜」

では25件が検索できた(表2)参照。

罪状の多くは博奕・窃盗・殺人であ

り、加えてそれらを複数犯したことが

判決の基調となっている。特に武士の

場合、庶民に比して博奕や窃盗に対す

る断罪規定は厳しく、理由の如何によ

らず重科に処せられた。要するに、博

奕や窃盗は恥辱的な罪科であり、「士

にあるまじき」行為とされたのであ

る。それゆえ、その他の罪を合わせおこした場合や罪科の隠匿を謀ったりした場合には、死罪に処せられることは必然となる。ここで幾つかを具体的に検証してみよう。⑤⑦は、殺人を犯し逐電し、なおかつ、糺明時に罪科を偽証したこと。⑧⑨は蔵米を掠め取った上に、従者を殺害しその罪をきせたこと。⑭は博奕自体が重罪にもかかわらず、加えて、その相手が卑賤の者であり、なおかつ、見窄らしい衣類を着て、帯刀をも怠る所行が重なつてのこと。⑯は博奕に興じ、その際の金銭トラブルから、同僚を殺害し金銭を奪い取り、その上、死体を遺棄したこと。総じて斬罪は、博奕・窃盜・殺人などの重科を複数犯した場合、もしくは、その犯罪経緯が極めて悪質かつ破廉恥なもの。加えて、それらの罪科を犯したにもかかわらず隠匿行為をした場合がその判例となっていたのである。

(2) 切腹

切腹は士以上の武士に科せられた死刑である。斬首より名誉とされた。『断家譜』からは28件が検索できた〔表3〕参照〕。罪状不詳を除き大まかな罪状分類をしてみると、殺人9件〔④⑬⑱⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖〕、喧嘩2件〔②⑤〕、不行跡8件〔①⑥⑦⑩⑭⑮⑯⑰〕、養子偽称入籍3件〔⑳㉑㉒〕、連座1件〔⑰〕となる。

はじめに、最多の殺人であるが、その理由全てが「乱心」「狂気」とされている。残念ながら、それ以上の具体的理由を知ることが管見の限りにおいては難しい。ともあれ、「狂気の殺人→切腹」という一つのパターンは確認できる。また、喧嘩2件は、元和二年（一六一六）、寛永五年（一六二八）と共に近世初期であり、罪科に対する刑罰規定も厳しい時期であり、後年の遠島に匹敵する罪科とみてよいように思う。

次に、不行跡であるが、8件全てを不行跡としたのは、やや強引であるが、その理由が役職に不適格とみなされたものを一括して考えることにした。しかし、〔表3〕の理由では具体性に欠けるので、各事例の概要を示すこと

【表3】「断家譜」による切腹

番号	年月日	人名	役職・食録	理由
①	慶長20年閏6月11日	青山清長	使番1000貫文	大坂役時内通
②	元和2年12月12日	別所孫次郎	和泉国内2500石	喧嘩
③	寛永3年1月14日	成瀬正武	小姓組	不詳
④	寛永5年8月10日	豊島信清	目付1700石	殿中殺人
⑤	寛永5年11月6日	榑村孫九郎	小姓組	当番時喧嘩
⑥	寛永15年7月19日	板倉重次	肥前島原4万石	国政不正路
⑦	寛永16年5月28日	小林正重	小十人頭800石	狂者の所為
⑧	寛永19年7月8日	南条宗右衛門	代官	不詳
⑨	寛永19年7月8日	高野喜三郎	勘定蔵奉行	不詳
⑩	正保2年11月8日	山中重之	大番400石	蟄居中不法の所為
⑪	延宝5年7月26日	関口作左衛門	関東代官	不詳
⑫	延宝5年7月26日	関口左兵衛	不詳	不詳
⑬	延宝8年6月27日	内藤忠勝	志摩鳥羽3万2200石	増上寺にて殺人
⑭	天和2年8月11日	津金又右衛門	腰物奉行272石	不行跡・下人殺害
⑮	天和2年11月21日	中川八郎左衛門	代官	租税滞納・不行跡
⑯	元禄2年閏1月3日	額名義行	納戸頭500石	当番不参・遊所で不作法
⑰	元禄14年11月11日	高林孫太郎	不詳	父に連座
⑱	元禄16年2月10日	大久保忠賀	書院番500石	不仁の所行
⑲	宝永4年8月13日	小尾七郎左衛門	小普請200俵	乱心殺人
⑳	宝永6年2月18日	前田利昌	加賀国内1万石	乱心殺人
㉑	享保19年12月2日	金子八大夫	小普請200俵	養子偽称入籍
㉒	延享3年7月25日	美濃部左伝次	小十人150俵	乱心伯父殺害
㉓	延享4年8月23日	板倉勝	寄合6000石	殿中乱心傷害
㉔	延享4年10月6日	馬嶋友甫	寄合150俵	乱心妻・舅女殺害
㉕	延享5年9月25日	水野七郎右衛門	台所頭100俵5人扶持	養子偽称入籍
㉖	寛延2年7月19日	小嶋源左衛門	小普請230石	養子偽称入籍
㉗	寛政3年3月2日	朝比奈泰甲	小姓組350石	乱心殺人
㉘	享和2年1月26日	弓削田基隆	西丸書院番	兄殺害

にしよう。⑦は物頭の地位にありながら、同僚酒井勝久と「私の少事もつて諍のしことをとがめられ」大名預となり、その後、事の子細の穿鑿をうけたところ、「扱なき事を勝久に申かけ、剩憤にたへずうち果すべきよし書状を送りし事、ひとへに狂者の所為におなじ」とされ、切腹を命じられている。⑩は仮病を咎められての蟄居中、「みだりに市中に出、不法のふるまひ」の咎による。⑭は日常不行跡であり、かつ、穿鑿時に虚言をかまえ、しかも「下人の請判せし者を殺害」したことになる。⑮は代官としての租税滞納に加え、日常の不行跡による。⑯は当番日の不参が主理由だが、その際、日常の遊所での不作法が露顕したこと

も加えられている。以上が「不行跡↓切腹」の理由だが、職務不履行ではあるが、斬罪理由にある博奕・女淫といった武士としての恥辱的行為が含まれていないところにその特徴をみることができる。

次に、養子偽証入籍であるが、このケースは、近世中期以降にみられる養子相続をめぐる不正行為であり、少なからずみられる罪科である。要するに、他家の養子相続を仲介するとして謝金を受納し、かつ、その養子相続に際して当初とは別人を偽称相続させるといった手口がそれである。この罪科は、近世後期にその軒数が増加していく。その背景には、近世中期以降の武家社会内における旗本層の婚姻・養子といった家としての再生産構造の成立に伴い発生した罪科といえよう。

総じて、切腹に価する罪科は、①乱心による殺人、②士としての恥辱を伴わない不行跡、③養子偽称入籍、が主要判例とされたことがわかる。付言すると、①は他の刑罰にはなく、切腹のみに相当する。②は「寛政譜」の条文においても「士にあるまじき」という表現は一切は使われておらず、先の斬罪の項でみたような士としての恥辱や卑劣さを含む犯罪や、多数の罪科を犯した事例は皆無であった。そこに斬罪との明確な差異をみることができる。ところが、③については後述する遠島においても少なからずみることのできる罪科であり、時宜に応じた対応があったものと思われる。但し、養子偽称入籍については、時代が下るに従い増加する傾向にあり、それに伴う減刑化があったとも考えられるが、この点については、あくまで推測の域を出ないので可能性としてのみに止めておく。

(3) 遠島

遠島は離島に流して島民と雑居して自活させる刑であり、死刑につぐ重刑であり、武士・僧侶・神職・庶民を問わず適応された。「断家譜」からは江戸幕府の重刑のうち最多の81件を検索できた(表4参照)。理由不詳を除

江戸幕府法における改易について

【表4】「断家譜」における遠島

番号	年月日	人名	役職・食録	理由
①	延宝2年7月3日	岩手信直	元西丸頭頭	不詳
②	延宝2年7月3日	岩手六之助	不詳	不詳
③	延宝5年7月26日	福村長十郎	代官150俵	租税滞納
④	延宝5年7月26日	佐野正勝	代官200俵	租税滞納、多借金、切腹→遠島
⑤	天和2年3月13日	彦坂平九郎	代官400俵	租税滞納、横領
⑥	天和3年3月12日	小栗甚之丞	小普請500石	博奕
⑦	天和3年3月12日	朝比奈市郎右衛門	小十人200俵	博奕
⑧	天和3年8月12日	本多光茂	小普請700石	博奕
⑨	天和3年8月12日	福井八郎兵衛	書院番300俵	博奕
⑩	天和3年12月11日	福井伊右衛門	大番200石	博奕
⑪	貞享1年11月14日	小嶋朝邦	小姓組300俵	罪科糺明の仕方不届
⑫	元禄2年4月29日	豊島勝正	代官200石	租税滞納
⑬	元禄2年	酒井実季	代官300石	不詳
⑭	元禄8年6月26日	五味豊法	越前国代官300俵	私曲、手代への差図不届
⑮	元禄14年2月18日	高木六兵衛	新番250俵	糞子偽称入籍、宝永6年10月25日 赦免
⑯	元禄14年2月18日	高木左太郎	新番200俵	糞子偽称入籍、宝永6年10月25日 赦免
⑰	元禄14年6月13日	三橋佐左衛門	小納戸300俵	不法の事、宝永元年6月14日赦免
⑱	元禄14年8月2日	横山一常	小普請600俵	不詳
⑲	元禄15年6月13日	三好市五郎	小納戸1000石	不詳
⑳	元禄15年11月5日	河西安秀	小普請300石	不詳
㉑	元禄16年11月13日	美濃部定重	小普請538石	不法の挙動多し
㉒	宝永6年12月27日	長谷川惣右衛門	書院番300石	不法狩猟、農民誤射殺、「大喪の 後なれば」→遠島
㉓	宝永6年12月27日	長谷川藤三郎	小姓組	父に連座（『寛政譜』では追放）
㉔	正徳3年閏5月11日	小林半之丞	小普請100俵10人扶持	不詳
㉕	正徳4年3月5日	奥山交竹院	医師500俵	不詳
㉖	正徳4年3月5日	平田伊右衛門	留守居番500俵	絵鳥と遊興、死罪→遠島
㉗	正徳6年閏2月7日	鈴木重峯	(隠居)	不詳
㉘	享保2年6月11日	諸星同政	越前国代官200俵	租税滞納、借金未払、有免→遠島
㉙	享保4年6月11日	能勢権兵衛	越前国代官	不詳
㉚	享保9年	増井市郎右衛門	代官	不詳
㉛	享保11年8月3日	佐藤半五郎	小普請320石	不詳
㉜	享保11年11月22日	小尾彦大夫	小普請400俵	博奕
㉝	享保11年11月22日	小尾市左衛門	不詳	博奕の罪を従者にさせる
㉞	享保14年4月13日	佐野泰政	小普請300俵	同13日於配所斬罪（『断家譜』）
㉟	享保16年12月27日	木村佐次右衛門	大坂金奉行267俵	不詳
㊱	享保20年12月27日	尾崎仁右衛門	腰物方250石	不詳
㊲	元文1年8月7日	佐藤満正	小普請100俵10人扶持	不詳
㊳	元文2年9月3日	海上助五郎	小十人15人扶持	酒狂狼藉
㊴	延享1年3月7日	岸井芳庵	医師300俵	不詳
㊵	延享1年7月20日	武嶋七十郎	小普請300石	遊興家乱、不正願書

【表4】「断家譜」における遠島（つづき）

番号	年月日	人名	役職・食録	理由
④①	延享2年3月7日	漆原平吉	小普請320俵	不行跡・養子偽称入籍、紅葉山法華講行→遠島
④②	延享4年11月6日	太田道寿	小普請1000石	不詳
④③	寛延3年3月19日	板橋盤阿	(隠居)(元新番300俵)	不詳
④④	寛延3年3月19日	星野源七郎	小普請	養子偽称入籍、大札→遠島
④⑤	寛延3年3月19日	加藤元次郎	勘定100俵	不詳
④⑥	寛延3年9月27日	本多重英	小普請600石	不正の親族作成
④⑦	宝暦2年2月16日	坂本甚右衛門	勘定150俵	不詳
④⑧	宝暦2年12月11日	松平内膳	沓院番1500俵	不詳
④⑨	宝暦4年5月13日	嶋田直次郎	小普請700石	親不孝隠匿→不正出訴
⑤①	宝暦5年11月29日	久米新助	奥右筆100俵	賂受取、私曲
⑤①	宝暦6年6月18日	小沢他之助	不詳	殺害隠匿、博奕
⑤②	宝暦6年12月22日	鳥山精平	小普請200俵	妾と逐電
⑤③	宝暦8年5月23日	嶋田主計	小普請500石	女遊揉消、借金滞納
⑤④	宝暦11年2月13日	新見又十郎	小十人200俵	不行跡・博奕、「去年御受職等の賀儀」→遠島
⑤⑤	宝暦12年6月21日	村上茂助	大坂蔵奉行	不詳
⑤⑥	宝暦12年10月4日	榊原源左衛門	大番250俵	家宅忍入偽証、殺人隠匿
⑤⑦	明和3年9月29日	比企善十郎	不詳150俵	不詳
⑤⑧	明和3年9月29日	川井三次郎	小普請300俵	不詳
⑤⑨	明和4年7月21日	遠藤弥市郎	小普請200俵	不詳
⑥①	明和4年7月21日	遠藤甚四郎	小普請150俵	女淫・不法券書連印
⑥①	安永2年5月12日	井上富次郎	小普請200俵	不行跡・窃盗・逐電、「重き法会」→遠島
⑥②	安永4年5月27日	小把源大夫	小普請150俵	博奕
⑥③	安永4年8月	森山高慶	甲府勘番200俵	不詳
⑥④	安永4年9月27日	猪飼正辰	小普請800俵	理不尽な従者殺害
⑥⑤	安永5年7月9日	細川宗仙	寄合340石15人扶持	不詳
⑥⑥	安永8年8月4日	大橋伝七郎	小普請250俵	博奕
⑥⑦	安永8年8月4日	須磨良川	小普請600石	不詳
⑥⑧	安永8年8月19日	山下勘解由	小十人150俵	貧窮にて分限不保、酒狂
⑥⑨	安永10年2月16日	本庄巳之助	小普請300俵	博奕、静論→逐電、剃髮隠匿
⑦①	天明2年7月25日	小宮山太郎兵衛	西丸小十人400俵	養子偽称入籍
⑦①	天明8年8月29日	金田正宇	小姓組500石	博奕
⑦②	天明8年8月29日	谷金五郎	小普請200石	博奕、娼家遊興
⑦③	天明8年8月29日	福嶋正胤	寄合500石	博奕
⑦④	天明8年8月29日	松田勝十郎	小普請組頭300俵	博奕、遊女買取
⑦⑤	天明8年10月9日	宮村高登	駿州代官	手代の貢金横領等を公聴に達せず
⑦⑥	寛政1年6月25日	千種鉄五郎	美濃郡代100俵5人扶持	不詳
⑦⑦	寛政1年閏6月11日	塩藤右衛門	小十人100俵5人扶持	勤務怠慢、博奕
⑦⑧	寛政1年7月11日	林徹伯	小普請200俵	不詳
⑦⑨	寛政2年11月4日	小笠原数馬	小普請250俵	博奕、不行跡による貧窮
⑧①	文化4年7月18日	森川次政	不詳220俵	不詳
⑧①	文化4年	伊藤令序	小普請150俵5人扶持	不詳

き、主な罪科を挙げると、博奕18件(⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓)、子偽証入籍5件(⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱)、公金横領5件(⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕)、酒狂2件(㉖㉗㉘)、窃盗1件(㉙)となる。

一見して博奕が判例の基調であることがわかる。博奕は先にみた斬罪事例でも散見した罪科であり、江戸幕府刑法上では重科に価することがわかる。それに対して、女淫・酒興などは比較的軽罪ではあるが、博奕と共に「土にあるまじき」行為という觀念での共通性から処断理由の一因とされている。

一方、遠島事例の中には、恩赦による減刑(本来であれば斬罪)が適応されたケースが8件(③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿)含まれている(後に赦免となった3件[⑮⑯⑰]もあるが、それは除く)こともあり、死罪との差異が見いだしにくい事例も少なくない。しかしながら、恩赦事例を除いて詳細に検討してみると、遠島事例の多くは罪科が単数であることが顕彰している。かくして、「土にあるまじき」行為を複数犯した場合、もしくはその犯罪経緯が極めて悪質な場合は死罪、それに対して、当該の罪科が単数であったり、経緯が短絡的な場合には遠島、という図式が成立することになる。

(4) 追放

追放刑とは、犯罪者を一定地域外へ放逐して、その地域内への立入・徘徊・居住などを禁止する刑罰である。江戸時代においては、その初期より広く行なわれ、幕府法・藩法・地頭法などを通じて刑罰体系の中心をなしていた。【表5】にあるように「断家譜」からは53件検索できた。また、その表記においては、単に追放とある他、重追放・中追放・軽追放と区別されていた。追放刑において刑の程度が重・中・軽と明確に区別されたのは、寛保二

年(一七四二)制定の「公事方御定書」による。それゆえ、それ以前の事例では、その多くが、追放とのみ表記されていた。ところで、重追放は武蔵・相模・上野・下野・安房・上総・下総・常陸・山城・摂津・和泉・大和・肥前・東海道筋・木曾路筋・甲斐・駿河を、中追放は武蔵・山城・摂津・和泉・大和・肥前・東海道筋・木曾路筋・下野・日光道中・甲斐・駿河を、軽追放は江戸十里四方・京・大坂・東海道筋・日光道中を御構場所とし、他にいずれも住居および罪を犯した国が加えられた。また、重追放は田畑・家屋敷・家財が、中追放は田畑・家屋敷が、軽追放は田畑がそれぞれ阙所となった。追放は武士・庶民ともに適用されたが、追放になると武士は浪人、庶民は無宿となって各地に分散することになる。

さて、「表5」をみていくと、単に追放と表記されたものが24件ある。そのうち、①(寛文八年)～⑱(享保一六年)は全てそれである。但し、追放刑が細分化された「公事方御定書」以前の事例が全てそれであるわけではなく、享保期の事例である⑳～㉔は重追放とある。また逆に、「公事方御定書」制定後にも重・中・軽が付かない追放は散見する(㉖㉗㉘㉙㉚)。かくして、追放刑の細分化は、「公事方御定書」制定以前・以後で一線を引けるものではないことがわかる。他方、罪科から判断すると、単なる追放は重追放と同等と考えるのが妥当であると思われる。そこで、分析にあたっては重追放と追放は同レベルとしていくことにする。

まず、重追放・追放は合わせて38件(①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿)である。罪科不詳を除き大別してみると、不行跡15件(①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮)、公金横領(紛失も含む)5件(⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕)、博奕5件(㉖㉗㉘㉙㉚㉛)、連座2件(㉜㉝)となる。さて、最多の不行跡の内容であるが、①②はともに采地での苛政と日常の身持ちの悪さが原因。⑦は単に「行跡よからざるにより」。⑧は日常の不行跡に加え、従者に非道であったこと。⑳㉑㉒は士として当然である帯刀や清廉な身形を怠ったの処置

江戸幕府法における改易について

【表5】「断家譜」における追放

番号	年月日	人名	役職・食禄	種別	理由
①	寛文8年3月5日	福富平左衛門	寄合2000石	—	采地苛政・不行跡。
②	寛文9年11月14日	山田八左衛門	小普請500石	—	采地苛政・不行跡・一族と不和。
③	天和3年6月27日	永井佐五右衛門	西丸同心頭600石	—	徳松（綱吉子）遺金分与時の不始末。元禄5年5月9日赦免。
④	元禄2年閏1月3日	朝岡忠七郎	不詳	—	父殺害時の処置不宜。元禄10年4月20日赦免。
⑤	元禄3年10月2日	窪田正道	西丸納戸200俵	—	不詳。
⑥	元禄5年12月27日	保々広久	書院番300俵	—	嫡子が市人と刃傷→処置不宜。 [改易]
⑦	元禄8年11月22日	窪田又八郎	小十人200俵	—	不行跡。
⑧	元禄9年2月12日	榊原庄右衛門	不詳700石	—	不行跡、徒者に非道。
⑨	元禄9年8月21日	比企清員	大番600石	—	不詳。
⑩	元禄10年11月30日	宮崎重俊	代官	—	不詳。
⑪	元禄10年11月30日	守屋助之進	代官	—	不詳。
⑫	元禄10年11月30日	守屋金三郎	不詳	—	不詳。
⑬	元禄10年11月30日	坪井次右衛門	元代官	—	公税未済。
⑭	元禄10年11月30日	熊沢良泰	元代官200石	—	賈金積領。
⑮	元禄10年12月22日	金元休庵	医師100俵 5人扶持	—	不詳。
⑯	元禄16年5月26日	堀田善右衛門	桐間番617石	—	仮病にて登營不参。宝永元年7月2日赦免。
⑰	宝永6年12月27日	長谷川五郎左衛門	小姓組300俵	—	父（農民誤射殺→遠島）に連座。
⑱	享保16年12月27日	富士市左衛門	大坂金奉行	—	公金紛失→日光遷宮の為減刑。 [改易]
⑲	享保16年12月27日	蜂屋多宮	大坂金奉行424石	—	公金紛失→日光遷宮の為減刑。
⑳	享保19年9月5日	武井幸十郎	不詳	重	刀質入。
㉑	享保20年8月6日	原田藤十郎	甲府勤番300俵	重	博奕。
㉒	享保20年8月6日	永井権十郎	甲府勤番200俵	重	博奕。
㉓	享保20年8月6日	関久之	甲府勤番200俵	重	博奕。
㉔	享保20年8月6日	富士卷半四郎	甲府勤番200俵	重	博奕。
㉕	享保20年8月6日	依田信明	甲府勤番300俵	重	博奕。
㉖	享保20年12月27日	尾崎九十郎	不詳	—	父（市人に詐欺）に連座→賀儀にて減刑。
㉗	享保21年2月16日	小林喜平次	勘定150俵	—	不行跡（詐欺疑惑、居宅無断売払等）。
㉘	元文5年9月22日	八木庄十郎	金奉行300俵	重	公金紛失。
㉙	宝暦11年3月11日	坂入武右衛門	小普請	—	不詳。
㉚	宝暦12年10月4日	榊原源太郎	不詳	中	父（遠島）に連座。
㉛	宝暦12年10月17日	浅野熊之助	小普請250俵	重	継母妾事に不対応で見殺し、その上、刀不帯。
㉜	明和3年10月7日	比企栄藏	不詳	中	父（遠島）に連座。
㉝	明和3年10月7日	川井留之丞	不詳	中	父（遠島）に連座。
㉞	明和3年10月7日	川井豊五郎	不詳	中	父（遠島）に連座。
㉟	明和3年10月7日	川井六三郎	不詳	中	父（遠島）に連座。

【表5】「断家譜」における追放（つづき）

番号	年月日	人名	役職・食録	種別	理由
㉞	明和4年10月9日	本間鉄五郎	小普請200俵	重	刀質入、仮病とし市中徘徊。
㉟	明和5年5月18日	田沢内蔵助	小普請150俵	重	酒狂し不調法。
㊱	明和5年10月5日	松崎頼房	小普請200俵	軽	博奕・歌舞伎音曲見物。
㊲	明和7年10月23日	馬場次郎兵衛	小普請組頭150俵	一	外戚を水泳稽古で溺死させ、病死と報告。
㊳	明和8年2月13日	浅井八弥	小普請200俵	中	偽名にて町医開業、貸金卑劣取立。
㊴	明和9年2月30日	河野通則	甲府勤番200俵	中	遠島減刑（獄舎類焼放逐→鎖火後戻る）。
㊵	明和9年2月30日	野田猛成	甲府勤番200俵	中	遠島減刑（獄舎類焼放逐→鎖火後戻る）。
㊶	明和9年2月30日	佐々木綱定	甲府勤番200俵	中	遠島減刑（獄舎類焼放逐→鎖火後戻る）。
㊷	明和9年8月11日	宇野市十郎	小普請70俵3人扶持	一	不詳。
㊸	安永2年4月7日	花房斎宮	不詳	中	父（遠島）に連座。
㊹	安永3年3月18日	畑八之助	小普請150俵	軽	質入品取、金銭不与。
㊺	安永3年6月27日	山崎新兵衛	不詳	重	不詳。
㊻	天明3年12月19日	牛奥靱負	大番300石	軽	[逐電]
㊼	天明5年10月19日	花形勝長	小普請150俵	重	不詳。
㊽	天明7年12月19日	太田鉄五郎	小普請100俵3人扶持	重	不詳。
㊾	寛政1年5月25日	坪内平三郎	不詳	中	父（遠島）に連座。
㊿	寛政6年10月11日	大森熊八郎	不詳	中	父（遠島）に連座。
①	寛政8年6月23日	竹内久米之丞	小普請300俵	重	女淫、借金不返。

註) [] は「寛政譜」での記載。

であり、なおかつ、刀の質入れや居宅の無断売り払いなども加わっており、士にあるまじき行為に相当する。また、③⑪⑲はともすれば遠島に匹敵する罪科である非道・偽証・酒狂・女淫を含んでおり、追放刑の中においても重きものといえる。それに比すれば④⑥⑫⑬は軽罪である。それゆえか、③④⑫⑬は後に赦免をうけている。また、⑥は「寛政譜」では改易とされている。対して、公金横領は遠島にもみられる罪科である。但し、5件中2件（⑫⑬）は恩赦により減刑されるの追放であり、本来は遠島に相当する罪科であると思われる。このことについては、博奕においても同様であろう。博奕は先述した如く遠島の基本判例であり、公金横領と同様に重科である。しかるに、追放刑の罪科に博奕・公金横領が

みられるのは、遠島と重追放のボーダーラインにある罪科であるからであろう。しからば、時宜の状況や前歴を鑑みての吟味により、判決は上下することになる。

一方、中追放の場合は際だった特色がみられた。すなわち、中追放12件（³⁰ ³² ³³ ³⁴ ³⁵ ⁴⁰ ⁴¹ ⁴² ⁴³ ⁴⁵ ⁵¹ ⁵²）中8件までが親族の犯罪に対する連座である。連座以外の4件についてみると、まず、⁴¹ ⁴² ⁴³の3名は同一事件によるものである。先の3名は、本来、酒狂狼藉により遠島であったが、配流前の入獄時に獄舎が類焼し、一時召し放ちとなった。そして、鎮火後、彼らは獄舎に立ち戻ったことから、罪一等を減じられて中追放に換刑されたのである。いわば特例にあたる。⁴⁰は偽名をつかい町医を開業したことに加え、卑劣な貸金取り立てがその罪科であるともあれ、『断家譜』における中追放の基本判例は、連座刑ということになる。

最後に軽追放であるが、その検索数は僅か3件（³⁹ ⁴⁶ ⁴⁸）であった。³⁹は博奕の場に同席したことや、士としての許容範囲を越えた歌舞伎・音曲見物がその罪科である。概述したように、当人が博奕に加わっていた場合は、軽くとも重追放となる。しかし、このケースにおいては、同席までに止まっているため刑が軽減されたものと思われる。⁴⁶は市人より質物をとったにもかかわらず、それに相応する金銭を与えなかったこと。⁴⁸の場合は『寛政譜』では逐電とされている。軽追放の場合、検索数が僅かであるため十分な検討結果は明示できないが、あえて言うならば、博奕や詐欺行為に軽度に抵触した場合に該当するように思う。

（5）改易

さて、前項までにおいて、死罪・流罪が如何なる罪によるもののかを検討してきたわけだが、それをうけて本項では、流罪に次ぐ刑罰と考えられる改易の罪科内容を概観し、江戸幕府刑法上の位置を確定したい。

【断家譜】からは75件検索できた〔表6〕参照)。遠島に次ぐ件数であり、少なくとも希有な刑罰ではない。罪科による分類では、不行跡27件(③④⑧⑩⑪⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿)、連座16件(②⑤⑥⑬⑮⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿)、窃盗2件(⑱⑲㉑)、女淫1件(⑤㉑)となる。まず、気付くことは、博奕が皆無であること。そこに流罪との差異をみる事ができる。先に指摘したように、博奕は遠島における基本判例であり、江戸幕府刑法上最も戒められた罪科の一つである。つまり、博奕のみでは死罪には至らないまでも、その他の罪科を合わせ犯した場合には、死罪とされた重い罪科なのである。このことから、改易が流罪より軽罪であることが確認できる。

次に、罪科数最多の不行跡の内容を検討してみたい。各件の内容は【表6】で示した如くであるが、主なものを今少し補填すると次の通りである。⑩は婚約破棄に憤り、婚約者宅へ押掛けての狼藉。⑪は采地での不法法により、農民を困窮させたこと。⑬は結婚時、外舅より金銀を食り、その上、婚姻無届が発覚したため。⑲は腰刀を紛失し、これについては、同僚の仕業であったが、この同僚とは嘗て金銭トラブルがあり、なおかつ、平素の不行跡も副因とされている。⑲は市中にての不束な所行が原因。⑳は老女絵島との不法対面。㉑は常の不行跡、また、その後出奔とある。㉑は常に家事不調法であり、なおかつ、不義にて逐電の妹を捜索しなかつたことによる。㉑は母と弟に対して傷害事件をおこし、かつ、糺明時の態度も不届であったこと。㉑は勤務不良に加え、仮病をつかい他行した件。④⑩は弟妹の逐電無届、分外の従者減員、親族との絶縁を不行跡とみなされている。④⑩は単に「行状善からざるにより」。④⑩は大坂金奉行時の公金紛失。④⑩は婢女に疵つけられ、その上、取り逃がしたこと。④⑩は常の不行跡に加え、不法の券書による借金。④⑩は借金滞納に加え、糺明時の態度不届による。④⑩⑬⑮⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿は水泳の稽古と偽り、夜中、浅草川にて船遊びに興じ、その際に同僚を溺死させていたことが発覚したため。④⑩⑬⑮⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿は二条城守衛時の不始

江戸幕府法における改易について

【表6】「断家譜」における改易

番号	年月日	人名	役職・食録	理由
①	慶長12年12月	稲葉通重	美濃清水1200石	酒狂。稲葉通重三男。[配流]
②	慶長18年10月19日	石川康次	信濃松本5000石	兄に連座（兄康長が大久保長安に与す）。
③	元和1年	福嶋高晴	和泉宇多3万石	下馬騒動。[所領没収・蝻居]
④	寛永5年2月28日	別所信治	沓院番700石	勘気。承応2年6月24日赦免。
⑤	寛永5年2月28日	別所守治	不詳	父に連座。
⑥	寛永5年11月6日	榑村孫七郎	小姓組500石	弟の喧嘩に連座。弟は切腹。
⑦	万治2年11月30日	松下正直	代官	不詳。
⑧	万治3年8月26日	村瀬藤十郎	小普請700石	勤務放棄。[追放]
⑨	寛文5年3月	小川又左衛門	豊後国代官	不詳。寛文9年2月3日赦免→寛文9年4月11日上方筋代官。[家禄没収]
⑩	寛文5年11月4日	依田照冬	沓院番700石	不行跡、狼藉。
⑪	寛文11年10月20日	牧野成長	不詳3000石	不行跡、親戚と不仲。
⑫	延宝8年9月11日	小長谷時実	進物番300俵	偽証相続（浪人による父殺害時露顕）。
⑬	延宝8年10月18日	西山昌直	小姓組420俵	不詳。[罪ありて家たゆ]
⑭	天和3年6月27日	永井次郎太郎	桐間番	父（追放）に連座。後赦免。[追放]
⑮	貞享5年7月21日	宮崎重備	新番250俵	父に連座。元禄13年5月20日赦免。
⑯	元禄8年3月22日	川井伝五郎	小十人組200俵	不行跡（外舅に金銭無心、結婚無届）。
⑰	元禄8年12月12日	日根野十助	沓院番300石	駿府在番中従者殺害。
⑱	元禄11年4月10日	秋山正明	秋山正勝養子	父（同僚と刃傷）に連座。
⑲	元禄13年3月21日	藤川重守	浅草蔵奉行420俵	材木横領。
⑳	元禄14年8月18日	榎井七郎右衛門	小普請200俵	酒狂。宝永6年10月25日死後赦免。
㉑	元禄14年8月18日	林次郎左衛門	小普請150俵	酒狂。宝永6年10月25日赦免。
㉒	元禄14年8月18日	山本善三郎	小普請150俵	酒狂。宝永6年10月25日赦免。
㉓	元禄15年4月27日	伴野弥五左衛門	小十人200俵	不行跡、腰刀紛失隠匿。
㉔	元禄16年2月10日	大久保忠政	不詳	父（不仁の所行）に連座。[蝻居]
㉕	宝永2年12月25日	新庄直勝	沓院番500石	不行跡（市中にて不束の所行）。
㉖	宝永3年7月26日	土岐頼恭	不詳700石	酒狂。
㉗	宝永7年8月7日	山田重正	小十人組100俵10人扶持	窃盜。
㉘	正徳4年3月5日	西与一右衛門	勘定150俵	不法行為（老女絵島と参会）。
㉙	享保2年12月27日	小林左平太	小普請200俵	偽証（家僕による殺害事件を隠匿）。
㉚	享保3年4月6日	宿谷富房	小姓組300俵	父（不行跡）に連座。享保7年11月25日赦免。
㉛	享保4年5月27日	村田三郎左衛門	竹姫広敷番頭200俵	不詳。
㉜	享保5年6月28日	猪俣助右衛門	大番200俵	不行跡。
㉝	享保9年12月27日	本間権三郎	甲府勤番300俵	従者殺害。[食録を収めらる]
㉞	享保10年7月29日	酒井忠行	布衣450俵	不詳。
㉟	享保13年9月4日	三枝長十郎	沓院番300俵	不行跡（常に家事不調法）。
㊱	享保14年12月27日	松平七郎左衛門	小普請300俵	不行跡。
㊲	元文2年4月28日	日下主馬	不詳	父（預）に連座。

【表6】「断家譜」における改易（つづき）

番号	年月日	人名	役職・食禄	理由
㉔	元文2年9月12日	松平武清	不詳	父（知行召放→預）に連座。出家→延享3年11月23日死後赦免。
㉕	元文3年8月28日	小宮山清四郎	近習番100俵10人扶持	不行跡（勤務不良、仮病）。
㉖	元文3年9月18日	朝夷伊織	小普請600石	不行跡（弟妹逐電無届、分外の従者減員、親族と絶縁）。
㉗	元文4年5月19日	中山時幸	小普請300俵	不行跡。
㉘	元文5年3月25日	小出右近	不詳	養父に連座。
㉙	元文5年9月22日	榊原忠隆	大坂金奉行500石	公金紛失。
㉚	寛保1年7月21日	関内記	大番700石	不行跡（婢女に疵つけられ）。
㉛	寛保2年9月22日	真田信清	寄合2000石	偽証（叔母逐電を隠す）。
㉜	寛保2年12月28日	永井尚広	書院番500俵	不行跡、不法券書使用。
㉝	延享2年8月18日	木部直年	小普請280俵	偽証（増逐電を隠す）。
㉞	延享3年1月22日	目良三次郎	小普請200俵	殺人、偽証。
㉟	寛延2年7月3日	菅沼弥三郎	不詳550石	父（殺人）に連座。
㊱	寛延2年9月11日	水野六左衛門	甲府勤番450俵	従者殺害。
㊲	宝暦2年12月11日	戸田忠常	不詳	不詳。
㊳	宝暦8年5月23日	遠山忠次郎	小普請150俵	遊女隠匿。
㊴	宝暦8年8月21日	横山軍次郎	小普請150俵	偽証（逐電せし弟の所在隠匿）。
㊵	宝暦8年10月29日	大橋住則	不詳	父（宝暦事件関与）に連座。明和3年4月26日赦免。
㊶	宝暦12年10月4日	三嶋助左衛門	小十人200俵	偽証（長男被殺害時の処置不宜）。
㊷	宝暦14年5月29日	今村金兵衛	新番組頭400俵	不行跡（借金滞納）。
㊸	明和1年10月7日	京極高伴	書院番500石	不行跡（水泳稽古と称し舟遊）。
㊹	明和1年10月7日	宮城和生	小姓組300石	不行跡（水泳稽古と称し舟遊）。
㊺	明和7年2月5日	渡迎迎	小十人100俵10人扶持	不詳。
㊻	明和8年5月25日	岩手平左衛門	大番450俵	不行跡。
㊼	明和8年7月5日	池田求馬	小十人50俵	父に連座。
㊽	明和9年8月2日	下嶋政寛	大番200俵	不行跡（二条城守衛時の不始末）。
㊾	明和9年8月2日	美濃部平内	不詳	父（二条城守衛時に乱心→預）に連座。
㊿	安永2年4月7日	花房職貞	（致仕）	不行跡（嫡子の女淫を正さず、偽証）。
㊱	安永4年2月23日	建部半次郎	小普請221石	従者殺害。
㊲	安永8年8月11日	長田勘解由	甲府勤番208俵	不行跡（無届参詣）。
㊳	安永8年8月11日	服部平次郎	甲府勤番200俵	不詳。
㊴	天明2年8月16日	宮重音吉	小普請180俵	偽証（借金滞納→偽書作成）。
㊵	天明6年5月9日	松本興世	奥医師200俵10人扶持	不行跡（市中騒動）。
㊶	天明8年5月6日	小堀政昌（登カ）	不詳	父（伏見騒動→領地没収、預）に連座。
㊷	寛政2年7月18日	朝比奈則栄	小普請650石	偽証（夜酔して刃傷未遂等を）。
㊸	寛政2年11月26日	一柳勘之丞	書院番875石	不行跡（不法婚姻、家政不宜、遊興）。
㊹	寛政3年12月4日	塩亀太郎	小普請70俵5人扶持	偽証（喧嘩仲裁の件を）。
㊺	寛政8年6月23日	小栗忠近	小普請200俵	不行跡（弟の監督不行届、遊興）。
㊻	文化1年	前川雄氏	寄合	不詳。

註) [] は「寛政譜」での記載。

末。⑥は嫡子の放蕩を糺さず、なおかつ、支配よりの尋ねにも偽りを構えたこと。⑥⑥は蔵王権現への無届参詣。⑥⑨は酒狂に紛れ、市中で騒動を起した事。⑦①は常の遊興に加え、継子への不慈を咎められたること。

以上の内容から、「不行跡↓改易」は、身持ち不良で勤務に支障をきたすと判断された場合の処分と考えられる。内容的に凶悪なものではなく、武士としての品性や廉恥のあり方を問うものであった。しかしながら、窃盗や女淫など遠島とも重複する罪科も散見できることから、流罪との明確な線引はなく、そのボーダーラインとなる罪科が窃盗や女淫であり、犯罪経緯や当該者の前歴等を鑑みての判断に因つたものと考えるのが妥当と思われる。それゆえ、殺人や偽証も追放以上に比してその経緯は短絡的であり、極めて卑劣なものとは言いがたい。

他方、連座が多いことも改易の特質の一つである。基本的には親族の咎が連座の原因といえる。また、連座件中5件(⑭⑮⑳㉑㉒)までがその後には赦免をうけている。さらに、連座以外の罪科によるものでも5件(④⑨⑳㉑㉒)が赦免となっており、決して少ない数ではなく、改易が無期刑ではないことを示すものと言える。付言すれば、「遠島↓赦免」のケースは81件中僅か3件、「追放↓赦免」も53件中3件しかなく、単なる数的比較においても際立っている。特に、連座による改易の場合は、その後の処置に比較的寛容な要素が含まれていたと考えられる。

以上の検討から、江戸幕府刑法における改易の位置を規定してみたい。刑罰体系としては追放より軽罪ということになる。犯罪例からみれば、博奕は遠島の主要判例であるが、内容によつては追放刑にも相当する。軽追放においても博奕に抵触する犯罪があるのに対して、改易では皆無であることが両者の根本的差異である。すなわち、博奕は江戸幕府刑法における最重科の一つであり、犯罪体系の基軸とも考えられる。それゆえ、その有無は判決の重要な判断材料となりうるのである。また、刑罰内容からみても、追放刑の場合、少なくともそれまでの主従関係は断絶され、家財没収の上、一定地域外への放逐および規定地域内への立入禁止が命ぜられる。換言すれば、改易の

上、追放ということであり、生活範囲に規制がない改易は追放より軽罪ということになる。

おわりに

本稿の目的は、改易に対する従来の辞書的理解の再検討と江戸幕府刑法上の位置およびその特質を明らかにすることにあつた。前者においては、当主および嫡子のみに限定された刑罰ではないことが確認できた。後者においては、士籍剥脱を含む刑罰の中では最も軽罪であること。つまり、流罪（遠島・追放）が「自由刑＋身分刑」であるのに対して、改易は単なる身分刑ということである。但し、共に御家断絶となり、被刑者は浪人となることに変わりはしない。しかしながら、その後の可能性については大きな差異がある。すなわち、赦免による武士への復帰は、前章で述べたように、流罪の場合はその可能性が皆無に近いのに対して、改易の場合は、ある程度の可能性を有していたのである。換言すれば、同じ浪人でも流罪による場合と改易による場合とでは、その後の赦免の可能性に差が生じていたのである。この点は、改易の特質であると共にその特殊性を示すものと言えよう。

また、改易の法理的变化については、幕府評定所の確立（寛永一二年一二月）以前を初期的なものとして、その段階における改易制度のあり方を考察した。分析視角は、①裁決方法、②罪種、とした。①の最多は、大御所家康による直裁であつた。これからは江戸初期の特色を見出すことができた。すなわち、この段階では幕府による裁決ではなく、主君が家臣を直接裁くといった形であつた。要するに、幕制自体が未成熟の段階であるゆえ、組織による法治ではなく、人的力学による国家運営が採られていた時代であり、それが裁判制度においても投影されていたとみるべきではないだろうか。そうであるなら、主君の時宜による判断がメルクマールであつたことになる。一

方、②については、江戸初期の時代性を顕す犯罪、すなわち、評定所確立以後にはみられない犯罪も散見している。具体的には、切支丹を匿う、大坂陣での不首尾などがそれであり、加えて、特殊なものでは、番士の集団強訴がある。また、公事によるものが多いのも特色である。争訟内容からは共通点が見出せなかったが、裁定からは「公事敗訴者↓改易」といった図式が顕彰してきた。

それでは、こうした初期の特色が評定所確立以後変質したのであろうか。例えば「公事敗訴者↓改易」の図式は元和二年以降はみることができない。そうであるなら、時代的な判例として淘汰されていったことになる。しかしながら、罪科の種類は初期以上に多くをみることになる。但し、処断視角は初期のそれとは変質し、当該者の職務姿勢や生活態度のあり方に重点が置かれるものとなっていく。そして、この処断視角は、その後もドラスティックな変化はなく、時代を下っていくことになる。その要因として考えられるのは、寛文期の法曹法の機構的成立と、宝暦期の法曹法の実質的充実・拡大である。評定所は、寛文元年の殿舎特設を契機として、評定所一座による法曹の官署に発展していく。すなわち、寛文期より裁判記録の作成が開始され、宝永初年には最初の判例整理・編集が行なわれたことから、ほぼ同時期には、判例を範とした裁決が開始されたものと思われる。こうした趨勢により、改易の犯罪内容は一定的となり、先例遵守による判例化が定着していったものと考えられる。

一方、改易件数も数年に一件程度であり、特筆すべき年次的変化は見られない。その理由は、幕府が改易を弊害の少ない刑罰とみなしていたことに一因があるように思われる。実のところ、江戸時代は、追放刑が刑罰体系の中心をなしていた。しかしその反面、そうした刑罰体系が次第に疑問視され、追放刑の制限およびそれに替るべき刑罰の模索がなされた時代でもあった。要するに、追放刑により、無宿者が各地に分散し、治安的に好ましくなく、加えて、生活上やむをえず御構場所に立ち戻って罪を重ねる者も少なくないなど、とかく弊害が多かったのであ

る。それに対して、改易の場合は、御構場所がないゆえ、比較的問題の少ない刑罰であったといえる。そうしたことが、改易数の年次的変化にも反映されていたのではないだろうか。

最後に、改易の犯罪内容についてまとめてみたい。件数では不行跡によるものが最多であった。不行跡の内容は、不勤勉や品行不良といった日常的なものから、酒狂狼藉や女淫、従者殺害などの蛮行も大枠では加えることができる。改易と流罪を線引をする場合の有力な判断基準は、罪種においては、博奕の有無にあることは既に指摘した通りである。しかし、それ以外では、遠島や追放にも相当する罪科が散見した。それゆえ、罪種で判断するというよりも、むしろ時宜の状況や前歴に応じた処断が規範であったと考えるべきであろう。またこれは、遠島・追放にも換置することができる。総じて、こうした裁決方法が江戸幕府裁判制度の特色であったといえよう。要するに、江戸幕府刑法では、乱心殺人→切腹、博奕→流罪、といった画一的な処断方と、同罪種でも、それに至る事情や過程に応じて刑罰を決める処断方が併存していたのである。そうであるなら、改易は後者の刑罰であり、必然的に明確な犯罪規定は見出しにくいことになる。しかしながら、あえてその裁断基準を示すならば、「職務のあり方や生活態度が弛緩的で、武士として品性・廉恥に欠如した不器量者」＝改易、ということになろう。この点が、博奕を主因とした遠島や、殺人・窃盗を重ねるなどの凶悪犯罪に適応された斬罪とは一線を画する要素となる。そして、このことから、幕府の家臣に対する最低条件を知ることができる。要するに、不勤勉、品行不良、破廉恥といった要素をもつものは、その身分を剥脱されたのである。

はじめにでも示した通り、本稿では江戸幕府における改易制度研究の一環として、旗本の改易を論じてきた。対して、大名改易の意味するところは、旗本のそれとは乖離する要素を少なからず有している。また逆に、共有する要素もあるゆえ、武家全体の刑罰制度とされてきたのである。

い。
他方、藩レベルにおいても改易は存在しており、幕府制度との関係を含めた実態解明については他日に期した

註

- (1) 「大名「改易」の構造」『史泉』65号、一九八七年。
- (2) 平松義郎「江戸の罪と罰」(平凡社、一九八八年)。
- (3) 「内閣文庫所蔵史籍叢刊」第38巻、汲古書院、三三七～三三八頁。
- (4) 同右、第1巻、二〇八～二〇九頁。
- (5) 同右、第2巻、八八〇～八八一頁。
- (6) 「宝暦日録」(国立公文書館内閣文庫所蔵本) 宝暦八年一〇月二十九日条。
- (7) 布施弥平治編「百箇条調書」第一巻、新生社、一九六六年、一四八頁。